

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和2年4月23日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	令和2年度東広島市選挙に関する調査業務
(2) 物品・委託役務管理番号	13020008
(3) 物品委託役務内容	選挙に関するアンケート調査を実施し、報告書を作成するもの。
(4) 納入・履行期間	契約締結日の翌日から令和2年10月30日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	東広島市内一円
(6) 予定価格	非公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	業務委託契約約款（成果物の製造）
(11) 契約種別	総価契約
(12) 収入印紙	要

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	平成29年1月1日～平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	調査・計画>各種行政計画・調査等
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	広島県内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

なし

4 日程等

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	令和2年4月23日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和2年4月23日～ 令和2年5月19日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和2年4月23日～ 令和2年5月1日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 東広島市選挙管理委員会事務局（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁北館2階） 電話番号 082-420-0968 /ファックス番号 082-422-0989 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	令和2年5月11日～ 令和2年5月19日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和2年5月15日～ 令和2年5月18日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和2年5月19日 午前11時30分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

令和2年度東広島市選挙に関する調査業務仕様書

1 業務名称

令和2年度東広島市選挙に関する調査業務

2 履行場所

東広島市内一円

3 調査の目的

投票率の低下が続いているため、市民が投票に行く理由や行かない理由を把握し、今後の啓発活動や投票の支援等についての方針決定のための資料として活用することを目的に、選挙に関する調査を実施する。

4 調査の概要

(1) 調査対象者

東広島市内に居住している18歳以上の男女2,500人（層化無作為抽出）

(2) 調査方法

郵送による配布・回収

(3) 調査内容

別添調査票（案）のとおり（設問設計及び調査票・参考資料の原稿作成は発注者が行う。）

- ・回答者の属性（年代、居住地など）について
- ・選挙全般について
- ・令和元年度に実施された選挙について

（調査項目数量等について）

選択式の調査項目数が概ね35問程度。ただし、そのうち25問程度には「その他」等の選択肢があり、回答が単語や文章で記述される可能性がある。調査票はA4両面で5枚程度（うち1枚は注意点や用語解説）を予定。

5 履行期間

契約締結日の翌日から令和2年10月30日まで。ただし、履行期間内における業務スケジュールの目安は概ね次のとおりとする。

調査票・発信用封筒・返信用封筒の印刷、封入作業	契約締結日の翌日から令和2年6月下旬まで
調査票発送	令和2年6月下旬～7月上旬
調査期間	令和2年7月上旬～7月中旬
礼状兼督促ハガキ発送	令和2年7月中旬～7月下旬
データ入力、単純集計、単純集計結果の提出（ただし、自由意見欄の入力は含まない）	令和2年8月末

6 委託業務の内容

(1) 調査の実施

① 調査票・参考資料・発信用封筒（角形2号）・返信用封筒（長形3号）の作成・印刷及び封入作業

- 調査票 … A4版・両面印刷（モノクロ）、5枚（10ページ）程度
※白色度80%以上、坪量70g/m²以上の用紙を使用すること。

※ステープラーで左上を留めること。

- 発信用封筒 … 角形2号、名入（モノクロ）
※名入れの内容は別添「封筒名入れ（案）」のとおり。封筒下部に入れること。
- 返信用封筒 … 長形3号、料金受取人払い用（モノクロ）
※ただし、封筒フタ（フラップ）部分にテープや糊付けを行うなど、アンケートの回答者が糊等を用いなくても返信可能な封筒にすること。
- 上記を各2,500部作成・印刷する。校正は各2回とする。

② 調査票一式の発送

- 発送に係る郵送費等は受注者の負担とする。
- 発送に当たっては、東広島市内の郵便局へ差し出すこと。
- 宛名については、発注者がタック紙（宛名ラベルシール）に調査対象者の住所・氏名を印字し受注者に手交する（受注者が市役所に受け取りに来ること）。郵便事故等による紛失を防ぐため、発注者から受注者への郵送は行わない。
- 不着等により調査票が返送された場合は、後述の礼状兼督促ハガキ発送の後、まとめて発注者に返還すること。なお、再送は行わないこととする。

③ 調査票の回収

- 宛先は東広島市選挙管理委員会事務局（〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号）とする。
- 回収に係る郵送費等は受注者負担とする。また、回収した調査票については、一旦市で保管するので、随時受注者が市役所に受け取りにくること。開封及びナンバリング作業については受注者が行うものとする。
- 料金受取人払い等の利用に係る日本郵便（株）への手続き等の一切は受注者において行っておくこと。

④ 礼状兼督促ハガキ発送

- 回収率向上のため、調査対象者全員（2,500人）へ礼状兼督促ハガキを発送する。
- 原稿作成及び印刷は受注者が行うものとし、校正は2回とする。
- 発送に係る郵送費等は受注者負担とする。
- 発送に当たっては、東広島市内の郵便局へ差し出すこと。
- 宛名については、調査票と同様の取り扱いとする。

- ・ 不着等により調査票が返送された場合、当該住所には同ハガキは郵送しないこととする。なお、発注者から手交する宛名ラベルには、返送のあった調査対象を含めすべての調査対象者が印字されているため、受注者の責任において抜き取り等の作業を行うこと。
- ・ ハガキの仕様は官製ハガキ定型サイズと同様とし、1色印刷とする。

(2) 調査票の集計

- ① データ入力、単純集計、設問間クロス集計
- ② 自由回答とりまとめ（設問別）

(3) 調査結果の分析

- ① 属性別・設問別の傾向分析
- ② とりまとめ

(4) 報告書の作成・提出

分析結果等を踏まえ、傾向や特徴等をまとめた報告書（電子データによるものとし、A4サイズで100頁程度のもの）を作成する。その際、視覚的に分かりやすくするため、表やグラフ等で示すなど、レイアウトを工夫すること。

7 負担区分

内容		負担	
		発注者	受注者
(1) 調査の実施	調査対象者の抽出、宛名ラベルの作成	○	
	設問設計、調査票の原稿作成	○	○
	調査票の印刷		○
	発信用封筒・返信用封筒の印刷		○
	封入作業、宛名ラベル貼付		○
	調査票の発送（郵送費含）		○
	調査票の回収（郵送費含）		○
	礼状兼督促ハガキの発送（郵送費含）		○
(2) 調査票の集計	データ入力、単純集計、クロス集計		○
(3) 調査結果の分析	傾向分析、とりまとめ		○
(4) 報告書の作成・提出	報告書のとりまとめ		○
	報告書（電子記録媒体）の提出		○

8 成果品

(1) 電子記録媒体 … 一式

当該調査に係る入力、集計、分析及び報告書とその原稿のデータ

※報告書のデータはPDF形式とし、原稿データはWord及びExcel形式とする。

※単純集計、傾向分析等のとりまとめ結果はExcel形式とする。

(2) 回収した調査票（原本） … 編綴したもの一式

9 打ち合わせ等

当該業務について、随時、発注者との連絡・調整を行うものとする。

また、報告書のとりまとめ段階における中間報告など、必要に応じて発注者の業務担当者等と東広島市役所において打ち合わせを行うものとする。

10 郵便料金に関する特記

本業務に係る調査票の発送及びアンケート用紙の返送に係る費用は次の規格に基づくことを前提とし、業務の履行過程において変動があった場合は契約率その他の変動要因に関わらず、実費相当額（日本郵便（株）が定める料金体系を基準とする。）として双方協議した額に基づき変更契約を行うものとする。ただし、料金後納郵便、私書箱及びその他の割引制度の利用は任意とし、当該変更契約に係る契約金額の変更要因としては算入しない。

【前提となる郵便規格】

業務の種類	規格	料金（1通あたり）
調査票の発送	定形外郵便（規格内） 50 g 以下	120円
アンケート用紙の返送	定形郵便 50 g 以下	94円

11 受注者の義務

- (1) 受注者は、受注する業務が行政サービスであることを十分認識し、法令・条例等を遵守し、業務を誠実に遂行しなければならない。
- (2) 受注者は、本業務の実施に当たり、業務上知り得た秘密その他の情報を、業務以外の目的に利用したり、他に漏らしたりしてはならない。業務完了後又は契約解除後においても同様とする。

12 その他

- (1) 委託料については、本業務完了に伴う完了検査に合格した後、請求書に基づき一括して支払う。
- (2) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が双方協議の上決定する。

13 問い合わせ先（発注担当課）

東広島市選挙管理委員会 選挙管理委員会事務局

電 話 (082) 420-0968

F A X (082) 422-0989

令和2年度

選挙に関するアンケート調査

調査にご協力をお願いします！



東広島市公認マスコット「のん太」+
明るい選挙キャラクター「選挙のめいすいくん」

■調査の概要とご記入上の注意点

1. この調査は、東広島市の選挙人名簿に記載されている方（令和2年〇月〇日現在）の中から、無作為に抽出した2,500人の方を対象に、郵送によりアンケート調査を行うものです。
2. この調査結果は、今後の選挙啓発や、投票の利便性を高めるための方針決定の参考資料として活用します。
3. この調査票は、どなたが記入したものか分からないようになっています。回答内容は統計処理を行うため、個人が特定されることはありません。なお、ご回答いただいた内容は、本調査の目的以外には一切使用いたしません。
4. お送りしたあて名のご本人がお答えください。ご本人の記入が困難な場合は、ご本人の意思を反映してご家族の方などが記入してください。
5. ご回答は、当てはまるものの番号を指示された回答数だけ○で囲んでください。なお、「その他」や「例えば」などが書いてある選択肢を選ばれた場合は、詳しい内容を（ ）内にご記入ください。
6. 記入後は、この「調査票」を同封の返信用封筒に入れて、令和2年〇月〇日（○）までに郵便ポストに投函してください。（切手は不要です）
7. ご不明な点などがありましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

■お問い合わせ先

東広島市役所 選挙管理委員会事務局
〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号
TEL：082-420-0968
FAX：082-420-0989

○アンケートの中で使用されている用語の解説

低投票率	昔に比べ、投票率は低下している。例えば衆議院の選挙では、昭和の時代は70%台が当たり前だったが、近年では50%台になっている。昨年行われた参議院の選挙は40%台で、地方選挙では30%台もある。特に、若年層の低投票率が問題視されて話題になることが多い。
選管	選挙管理委員会や選挙管理委員会事務局の略称。選挙管理委員会は議会で選ばれた市民が委員を務め、選挙が公正に行われるよう管理している。選挙管理委員会事務局の局員は市役所の職員で、選挙に関する事務や啓発を行っている。
選挙出前講座	学校などの要望に応じて、選管の職員などが選挙の制度等についての講義や模擬選挙を実施する講座。模擬選挙では実際の投票所で使用する投票箱や記載台を使用し、教諭や生徒、青年会議所の方などを立候補者役として投票してもらう。時間は学校の都合に合わせて1~2時間程度。
告示日(公示日)	選挙期日(投票日)が告知される日。衆議院総選挙と参議院通常選挙は公示で、それ以外の地方選挙や補欠選挙は告示。公示は天皇陛下が行うもので、告示はそれぞれの選挙管理委員会が行う。立候補を受け付ける日。この日の翌日から期日前投票が開始される。
当日投票	投票日当日(日曜日の1日のみ)に投票すること。東広島市では、81か所の投票所が午前7時から午後8時まで開設されている。
期日前投票	投票日当日に仕事やレジャーの予定がある場合などに、告示日の翌日から投票日前日までの期間に、開設されている期日前投票所で投票できる制度。東広島市では、市役所・支所・出張所・大学で開設している。場所によって開設時間は異なるが、少なくとも投票日直前の1週間は、大学以外は午前8時30分から午後8時まで開設している。
不在者投票	滞在地(住民票を移さずに居住している所)の選挙管理委員会や、入院中の病院で投票ができる。また、障害があったり介護が必要で投票所に行けない人が郵送で投票を行うことができる制度。
街頭啓発	東広島市明るい選挙推進協議会や選挙管理委員会、市内高校の生徒などが投票日直前に行っている投票参加を呼びかける活動。横断幕を掲げたり、ティッシュなどの粗品の配布もしている。主に西条駅前やショッピングセンターなどで行っている。
個人演説会	地域センターなどの会場に聴衆を集め、立候補者が政見や主張を演説する集まり。
街頭演説	駅前や交差点などの街頭で、立候補者が通行人などに向けて行う演説。
ポスター掲示場	選挙人(市民)に立候補者の情報をお知らせするため、選挙前に市の選挙管理委員会が設置しているポスターを貼るための大きな看板。ポスターそのものは各立候補者の陣営が貼っており、掲示する区画ははくじ引きで決められる。なお、いたずら書きをしたり破損させたりすると罰せられる。
選挙公報	選挙に際して立候補した候補者や政党の政見や主張、候補者の履歴などが記載された文書。東広島市では、新聞折込や図書館、各投票所に設置し、ホームページにも掲載している。それぞれの記事は候補者が作成し、立候補受付の際に提出される。立候補を締め切った日曜日の午後5時以降に原稿を印刷業者に引き渡すため、完成は水曜日くらいになる。

○選挙についておたずねします

問1 最近の選挙で投票率が低いことが問題になっています。その原因としては何があると思いますか。

(最も当てはまるもの1つに○をお付けください)

- | | | |
|-------------------------|---------------------|-----------------------|
| 1 政治への関心の低下 | 2 政治・政治家への不信・不満 | 3 立候補者の公約を知らない・分かりづらい |
| 4 誰が当選しても暮らしは変わらないという思い | 5 国や県、市の選挙PR活動が足りない | |
| 6 その他() | | |

問2 投票率の低下について、どのように考えますか。(最も当てはまるもの1つに○をお付けください)

- | |
|---|
| 1 政党や政治家、立候補者がもっと投票率を上げる努力をすべきだと思う |
| 2 国や県、市がもっと投票率を上げる努力をすべきだと思う |
| 3 マスコミがもっと投票率を上げる努力をすべきだと思う |
| 4 民意が政治に反映されにくくなるのは問題だとは思いますが、投票率が低いのもやむをえないと思う |
| 5 低投票率も民意の一つであるので、誰かが主導して無理に投票率を上げるようなものではないと思う |
| 6 わからない・興味がない |
| 7 その他() |

問3 広島県内でも東広島市は投票率が低い方で、下から3番目位であることが多くなっています。

その原因としてはどういったことがあると思いますか。(当てはまると思うもの全てに○をお付けください)

- | |
|---|
| 1 他の市町と比べて投票が不便。例えば() |
| 2 他の市町と比べて選挙啓発が少ない。例えば() |
| 3 他の市町と比べて立候補者に魅力がない・情報を発信していない |
| 4 平均年齢が県内で2番目(1番は安佐南区)に低いため、若年層の低投票率が影響している |
| 5 勤務先が東広島市外で、東広島市内での選挙活動や選挙啓発を目にしない人が多い |
| 6 市外から転入してきて、東広島出身・東広島にゆかりのある立候補者への興味が薄い人が増えている |
| 7 その他() |

問4 投票日に投票所に行けない方のために、「期日前投票」や「不在者投票」といった制度があります。

これらの制度を利用したことがありますか。(1つだけ選んで○をお付けください)

- | | |
|--|---------------------|
| 1 「期日前投票」を利用したことがある | 2 「不在者投票」を利用したことがある |
| 3 「期日前投票」「不在者投票」共に利用したことがある | |
| 4 利用したことは無いが、制度があることは知っているし、必要になれば利用する | |
| 5 制度があることは知っているが、利用しようとは思わない | |
| 6 制度があることを知らなかった | |

問5 あなたは、投票所までどのようにして行きますか。(最もよく利用するもの1つに○をお付けください)

- 1 徒歩 2 自転車 3 原動機付自転車・自動二輪車 4 自動車(自分で運転する)
5 自動車(家族などに乗せてもらう) 6 バス 7 タクシー 8 不在者投票のため投票所には行かない
9 投票をしたことがない 10 その他()

問6 あなたは、選挙や政治のことについて、次の方々と話をすることはありますか

(当てはまるもの全てに○をお付けください)

- 1 家族 2 家族以外の親戚 3 友人・知人 4 仕事関係の人 5 近所の人
6 インターネット上のみでの知人・面識のない人 7 話さない
8 その他()

問7 選挙があることを、いつもどういった手段で知りますか(当てはまるものに全て○をお付けください)

- 1 テレビ・新聞・インターネット等のニュース 2 県や市のホームページ 3 家族や同僚など、人から聞いて
4 選挙管理委員会が作成しているポスターやチラシ、懸垂幕、市の広報の記事 5 ポスター掲示場や選挙公報
6 選挙カーや街頭演説、立候補者のチラシやはがき 7 選挙があることを知らない時もある
8 その他()

問8 選挙管理委員会では様々な方法で選挙日程等をお知らせしていますが、見たり聞いたりしたものはありますか。

(当てはまるもの全てに○をお付けください)

- 1 投票所入場券(はがき) 2 ポスター掲示場 3 選挙公報(新聞折込等) 4 選挙チラシ(新聞折込等)
5 選挙啓発ポスター(公共施設・バスの車内など) 6 KAMONケーブルテレビでのPR
7 市役所や大学、商業施設等での懸垂幕・横断幕 8 市の広報誌 9 市のホームページやSNS
10 公用車のマグネットシール 11 スピーカー付き公用車の呼びかけ 12 街頭啓発(西条駅など)
13 学校等への選挙出前講座 14 特にない

問9 立候補者については、どのような手段で情報を得ますか。(当てはまるもの全てに○をお付けください)

- 1 選挙公報 2 インターネット(SNS・ブログ・ホームページ等) 3 テレビ・新聞
4 立候補者の個人演説会・街頭演説 5 立候補者のチラシ・はがき・ポスター
6 家族や親せき・知人など、プライベートな関係から聞く 7 会社や労働組合、取引先など、仕事上の関係から聞く
8 所属している団体から 9 その他()
10 投票しない

問10 選挙に際して立候補した候補者や政党の政見などを記載した「選挙公報」を発行していますが、どこにあるものを読んだことがありますか。(当てはまるもの全てに○をお付けください)

- | | | | | |
|------------------------------------|----------------------|---------|-------|------|
| 1 新聞折込 | 2 市役所・支所・出張所(期日前投票所) | 3 当日投票所 | 4 図書館 | 5 高校 |
| 6 東広島市や広島県のホームページ | 7 家族や知人に見せてもらった | | | |
| 8 その他(| | | |) |
| 9 読んだことはあるが、もっと別の場所に置いてほしい。例えば(| | | |) |
| 10 読んだことは無いが、もっと別の場所に置いてあれば読む。例えば(| | | |) |
| 11 いつも投票するときにはまだ発行されていない | 12 興味がない | | | |

問11 投票率の低下について、特に若い人ほど投票に行かなくなっています。東広島市選挙管理委員会事務局では、対策の一つとして高校・大学などで学校の要望に応じて選挙出前講座(講義+模擬選挙など)を実施していますが、こういった活動についてはどう思われますか(最も当てはまるもの1つに○をお付けください)

- | | |
|---|---------------------------------|
| 1 推進していくべきだ | 2 それより学校の授業で政治や選挙についてより詳しく学ぶべきだ |
| 3 選管より首長(県知事・市長)や議員が学校に行き仕事内容などを伝えた方がよい | |
| 4 議会を傍聴させたり、子ども議会などの体験活動のほうがよい | |
| 5 役所や学校ではなく、家庭や地域の問題だ | |
| 6 もっと良い方法がある。例えば(|) |
| 7 その他(|) |

問12 問11と同様に、小学校や中学校でも選挙出前講座(講義+模擬選挙など)を実施しています。こういった活動についてはどう思われますか(最も当てはまるもの1つに○をお付けください)

- | | |
|---|---------------------------------|
| 1 推進していくべきだ | 2 それより学校の授業で政治や選挙についてより詳しく学ぶべきだ |
| 3 選管より首長(県知事・市長)や議員が学校に行き仕事内容などを伝えた方がよい | |
| 4 議会を傍聴させたり、子ども議会などの体験活動のほうがよい | |
| 5 投票できるようになる18歳の直前、高校生くらいからの実施で十分 | |
| 6 役所や学校ではなく、家庭や地域の問題だ | |
| 7 もっと良い方法がある。例えば(|) |
| 8 その他(|) |

問21 問19で3を選んだ方がお答えください。投票しなかった理由は何ですか。(1つだけ選んで○をお付けください)

- 1 選挙があることを知らなかった
- 2 国政・立候補者に関心が持てなかった
- 3 行く時間がない
- 4 行く手段がない
- 5 自分が投票しても何も変わらない
- 6 病気などの身体の都合
- 7 その他()

問22 問15,18,21のいずれか(あるいは全て)で2(関心が持てなかった)を選んだ方がお答えください。

どうしたら政治や立候補者に関心が持てましたか。(当てはまるもの全てに○をお付けください)

- 1 議員の仕事内容を広く知らせる
- 2 議員が汚職をせず、真面目に働く
- 3 学校で政治について詳しく教える
- 4 有名人・芸能人が立候補する
- 5 有名人・芸能人がテレビやSNSなどでもっと選挙のことを話題にする
- 6 インターネット選挙運動を活発化させる(SNS、Youtube等)
- 7 何をしても関心は持てない
- 8 選挙管理委員会がもっと派手にPRする。例えば()
- 9 選挙や政治の制度を変える。例えば()
- 10 その他()

問23 問15,18,21のいずれか(あるいは全て)で3(行く時間がない)を選んだ方がお答えください。

どんな時間帯であれば投票に行くことができましたか。(当てはまるもの全てに○をお付けください)

- 1 投票日当日(日曜日)の午前7時以前
- 2 投票日当日(日曜日)の午後8時以降
- 3 期日前投票日(平日・土曜日)の午前8時半以前
- 4 期日前投票日(平日・土曜日)の午後8時以降
- 5 仕事や学業等が忙しいため、例え投票所が24時間開いていても無理だった
- 6 多少時間をやり繰りすれば行けなくはなかったが、そこまで関心はなかった
- 7 その他()

問24 問15,18,21のいずれか(あるいは全て)で4(行く手段がない)を選んだ方がお答えください。

どのような支援があれば投票に行くことができますか。(当てはまるもの全てに○をお付けください)

- 1 地域のコミュニティバスが無料になる
- 2 民間企業のバスが無料になる
- 3 タクシーが無料になる
- 4 投票所が近所に移動する
- 5 乗せてもらったり長距離を歩けば行けなくはなかったが、そこまで関心はなかった
- 6 その他()

問25 問13,16,19のいずれか(あるいは全て)で3(投票していない)を選んだ方がお答えください。

必ず投票しようと思えるようになるのは、次のうちどれが実現されたときですか。

(当てはまるもの全てに○をお付けください)

- | | |
|---|--------------------------------|
| 1 投票したら粗品・景品が貰える | 2 投票所の前に屋台が並ぶなど、お祭りのようなイベントになる |
| 3 投票証明書を提示すると割引や景品が貰える店がもっと増える | |
| 4 テレビ番組やゲームなどとコラボし、投票所に行くことで何か特典が得られるようになる | |
| 5 スマホやパソコンからのインターネット投票ができるようになる | |
| 6 自動販売機のように押すだけで投票できる機械が色々な場所に設置される | |
| 7 期日前投票のように、当日投票もどこの投票所でもできるようになる | |
| 8 他にこんなことがあったら投票する。例えば(|) |
| 9 物で釣って投票させるというのは違うと思う | 10 政治や候補者が変わらなければ意味がない |
| 11 たまたま都合が悪かったり体調が悪かったりしただけなので、そんなことされなくても行くときは行く | |
| 12 その他(|) |

問26 問13,16,19のいずれか(あるいは全て)で3(投票していない)を選んだ方がお答えください。

期日前投票がどんな場所でできたら、必ず投票に行こうと思えますか。(当てはまるもの全てに○をお付けください)

- | | | |
|---------------|------------------------|------|
| 1 場所の問題ではない | 2 投票しなかったことと期日前投票は関係ない | |
| 3 ショッピングセンター | 4 病院 | 5 高校 |
| 6 その他の施設。例えば(|) | |
| 7 その他(|) | |

問27 他の選挙で、投票したことのある選挙はありますか(当てはまるもの全てに○をお付けください)

- | | | |
|------------------------|-----------|-----------|
| 1 衆議院議員総選挙 | 2 広島県知事選挙 | 3 東広島市長選挙 |
| 4 東広島市に転入する前の住所地での地方選挙 | | |
| 5 投票していない | | |

封筒名入れ(案)

「選挙に関するアンケート調査」調査票在中

今後の選挙啓発や投票の利便性を高めるための方針決定に活用するため、皆様のご協力をお願いします

■お問い合わせ先

東広島市役所 選挙管理委員会事務局
〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号
TEL:082-420-0968
FAX:082-420-0989